2 男女均等な取扱いについて

(1)係長相当職以上の管理職の状況

①男女比

係長相当職以上の管理職の男女の割合は、男性81.2%、女性18.8%となっている。

女性の占める割合を規模別にみると、300 人以上が 22.0%と最も高く、次いで $10\sim29$ 人が 19.5%であり、産業別では、医療・福祉が 53.5%と女性の管理職が半数を超えている。(図 $9\cdot1$)

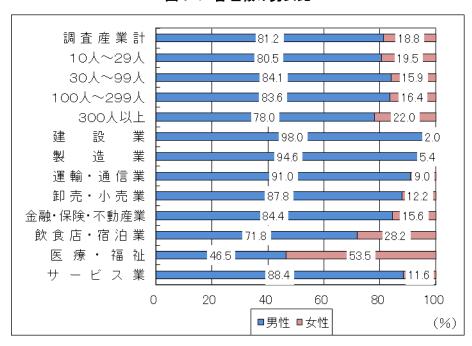


図 9-1 管理職の男女比

②年齢階層別男女比

管理職に占める女性の割合を年齢階層別にみると、「30歳未満」で46.7%と最も高く、次いで「30~39歳」が24.0%と年齢が低いほど管理職に占める割合が高い。(図9-2)

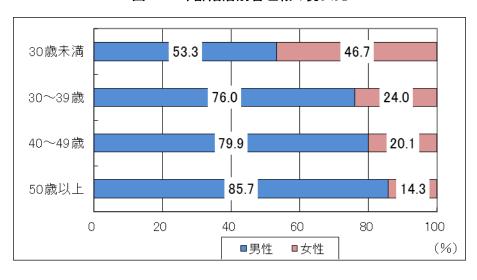


図 9-2 年齢階層別管理職の男女比

③職階別男女比

管理職に占める女性の割合を職階別にみると、「係長相当職」で26.6%と最も高く、「部長相当職」で16.5%、「課長相当職」で15.7%となっている。(図9-3)

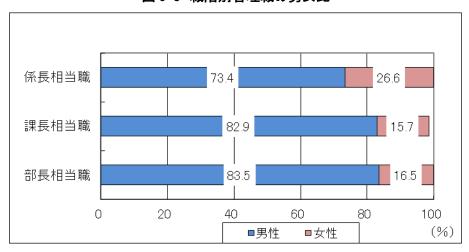


図 9-3 職階別管理職の男女比

(2)男女均等な取扱いについての取組状況

男女の機会均等をめざした企業方針等についてみると、「企業方針等に定めていないが、企業のトップが明言している」が 28.9%、「企業方針等で定めている」が 14.9%、「企業方針等で定め、かつ企業のトップが明言している」が 2.1%となっており、これらを合わせた 45.9%が何らかの取組を行っている一方、「特に取り組んでいない」が 41.7%ある状況である。(図 10)

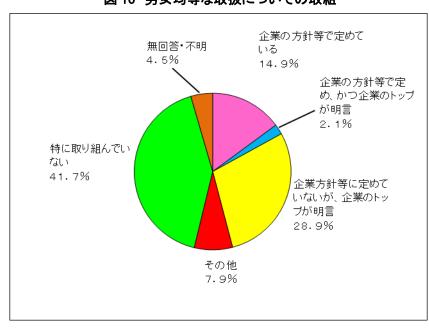


図 10 男女均等な取扱についての取組

(3)ポジティブ・アクションの取組み

ポジティブ・アクションの促進のための措置の実施状況をみると、取り組みを行っている事業所割合が76.2%で、前回調査(平成26年度76.9%)と比べ、0.7ポイント減となっている。

これを規模別にみると、100~299 人が 93.4%と最も高く、10~29 人が 60.7%と最も低い。産業別では、金融・保険・不動産業が 95.3%と最も高く、次いで卸売・小売業が 83.9%、医療・福祉が 80.4%の順となっている。(図 11)

ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所における措置内容(複数回答)をみると、「男女平等の評価や給与体系」が51.7%と最も高く、次いで「女性の昇進・昇格を推進」が33.2%、「各種研修・教育への女性の参加を奨励」が29.8%の順となっている。(図12)

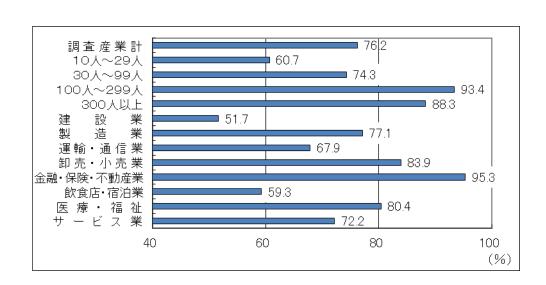


図 11 ポジティブ・アクション促進のための措置実施状況



